

# 豊島区マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

令和5年4月1日  
都市整備部長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年号外法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年号外国土交通省令第110号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

## (集会の決議)

第3条 法第5条の3第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ当該申請を行う旨について、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第34条第1項に規定する集会で決議を得ておかなければならない。

## (認定申請の添付書類)

第4条 法第5条の3第1項の規定により、管理計画の認定を受けようとする管理組合の管理者等は、公益財団法人マンション管理センター（以下、「センター」という。）が発行する事前確認適合証を添付する場合は、施行規則第1条の2第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる図書の添付を要しない。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新の申請について準用する。

## (認定手数料)

第5条 区長は第4条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る手数料の収納のための納付書を発行し、申請者に対し交付するものとする。

2 区長は、審査の前に、申請に係る手数料（豊島区手数料条例（平成12年3月条例第14号。以下「手数料条例」という。）に定めるもの）の収納を確認しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 法第5条の3第1項(法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の申請をした者は、豊島区長(以下「区長」という。)が法第5条の4の認定(法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。)をする前に申請を取り下げようとするときは、マンション管理計画の認定申請取下げ届(第1号様式)により区長に届け出なければならない。

(認定しない場合の通知)

第7条 区長は、計画の認定の申請が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、不認定通知書(第2号様式)により、管理計画の認定を申請した者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6の認定の更新の申請及び法第5条の7の管理計画の変更の申請について準用する。

(報告の徴収)

第8条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、報告徴収請求書(第3号様式)により行うものとする。

2 認定管理者等は、区長が前項の規定に基づき報告を求めたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(第4号様式)により報告しなければならない。

(改善命令)

第9条 法第5条の9の規定による改善命令は、改善命令書(第5号様式)により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届(第6号様式)の正本及び副本に省令別記第1号の2の認定通知書(省令第1条の8による認定の更新の通知をしたときは省令別記第1号の4の認定更新通知書、省令第1条の11による変更の認定の通知をしたときは省令別記第1号の6の変更認定通知書とする。)を添えて、区長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第11条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書(第7号様式)により、行うものとする。

(認定管理計画の公表)

第12条 認定管理者等が法第5条の3第1項の申請を行う際に、認定を受けた際の公表に同意した場合は、区長は、センターと連携して、当該管理計画認定マンションの名称、所在地その他必要な事項を公表することができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。